



特定健診のご案内および受診券は
4月上旬に被保険者様のご住所あてに
お送りしています。

被扶養者様(ご家族)向け 特定健診のご案内

対象者 40歳～74歳までの被扶養者

費用

協会けんぽから費用補助(7,150円)があるため、
無料または500円(愛知県内)の自己負担で受診が可能
(県外の健診機関で受診した場合、自己負担額が異なる場合があります。)

内容

診察、問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査といった
基本的な検査
(医師の判断により検査を追加して実施する場合、追加費用はかかりません。)

受診までの流れ

1

受診方法を選択する



**健診機関
で受診**

無料で受診できる健診実施機関は「特定健診のご案内」に同封している一覧でご確認いただけます。また、一覧以外にも受診できる健診実施機関は、愛知県内だけでも2,000以上あります。



健診実施機関一覧
はこちらから



**集団健診
で受診**

5月・6月の集団健診日程は「特定健診のご案内」に同封しています。
※一部日程に変更が生じる場合がございます。



集団健診の最新の
情報ははこちらから

便利

ショッピングモール、ホテル、
公民館など、おなじみの会場
を多数ご用意！お出かけついでに
気軽に受診できます。

お得

無料で受診できます。
さらに無料オプション健診として、骨粗
しょう症検診・眼底検査が受けられます！
(事前に申し込みが必要です。)

その他、健診実施
機関ごとに様々な
オプション検査(有料)
をご用意しています。

2

予約をする

健診実施機関へ直接お電話にて
予約をしてください。

- お手元に
- 健康保険の記号番号がわかるもの
(資格情報のお知らせ、資格確認書等)
 - 特定健康診査受診券
をご用意ください。



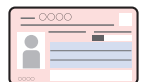
3

健診を受ける

受診券とマイナ保険証等*と
健診費用等を必ず持参してください。

*健診当日は、以下のいずれかにより保険資格の
確認を受けてください。

- マイナ保険証によるオンライン資格確認
- マイナポータルでの保険資格画面の提示
- マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示
- 資格確認書





知っていますか？

接骨院・整骨院の かかり方

接骨院や整骨院で柔道整復師による施術を受ける際には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

はり・きゅう等
のかかり方



健康保険が 使えるケース

**負傷原因がはっきりしている
外傷性の負傷**

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れなど）
- 骨折
- 脱臼

※骨折・脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。



健康保険が 使えないケース

原因不明の痛み、病気による痛みなど

- 日常生活や加齢により生じる筋肉疲労、肩こり、腰痛など
- 病気（五十肩・関節炎・ヘルニア・リウマチ・神経痛など）による痛み
- スポーツなどによる疲労・筋肉痛
- 骨盤矯正などの整体
- マッサージ代替りの利用
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途中のケガ

接骨院・整骨院にかかるときのポイント

負傷の原因を正しく 伝えましょう

「いつ」「どこで」「何をしていたときに」負傷したのかを正確に伝えましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が業務上によるもので労災保険の適用となる場合、健康保険は使えません。

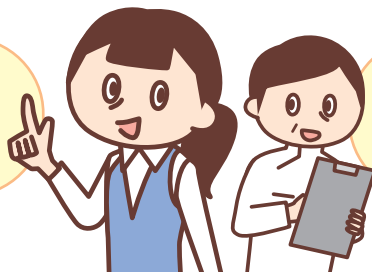
「療養費支給申請書」の内容をよく 確認し、必ず自分で署名しましょう

「療養費支給申請書」は接骨院・整骨院が本人に代わって施術費用（窓口支払分を除く）を協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。申請書の委任欄に署名する場合は、負傷名・施術日数・金額をよく確認しましょう。

領収証、明細書を もらいましょう

領収証、明細書を必ず受け取り、内容を確認の上、大切に保管してください。なお、領収証は医療費控除を受ける際にも必要となる場合があります。

協会けんぽでは、健康保険で柔道整復師による施術を受けた方に、照会文書を送付しています。届きましたら、回答書の返送をお願いします。



長期間施術を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられます。一度、医師の診察を受けてみましょう。

FAX番号変更の お知らせ

変更日 令和8年
5月15日（金）より

旧FAX番号
052-856-1491

新FAX番号

052-581-5008



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会
愛知支部

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階



052-856-1490（代表）



8:30~17:15 土・日・祝日・年末年始を除く



各種手続きは
電子申請が便利です